

3・11 後 生きる

# 洪水予報 自ら収集を



防災・危機管理ジャーナリスト  
渡辺 実さん

わたなべ・みのる 1951年生まれ。35年以上にわたり、国内外の被災地を取材し、防災対策の提言を続ける。株式会社まちづくり計画研究所代表取締役所長。「都市住民のための防災読本」「高層難民」など著書多数。

茨城県常総市の中を南北に流れる鬼怒川の堤防が十日、最大三百㍍にわたって決壊し、濁流が多く家の屋根を押し流しました。取り残された住民が自衛隊や消防などのヘリコプターで救出された中継映像に、私たちはくぎ付けになりました。

国土地理院によると、常総市の冠水区域は最大南北十八㍍、東西四㍍。市の約半分の四十平方㍍に及び、東京都江東区とほぼ同じ面積が水没したことになります。関東では一九八六年、鬼怒川の東側を並行して流れる小貝川の決壊以来の甚大な被害です。

今回もさまざまな気象情報が出されました。まず特別警報。

気象庁は関東地方で初めて栃木県と茨城県に大雨特別警報を出した。これは「直ちに命を守る行動をしてください」と気象庁が発表する最高ランクのアラーム。発表を待つてから避難行動をとるのは遅いのです。それなのに「特別警報が出るまでは避難しない」「しなくても大丈夫」と考えている自治体や市民がいることを大変危惧しています。

大雨に関する情報では、特別警報に至る前に大雨警報や大雨洪水警報などがあります。た

だ、こうした警報は対象のエリアが広すぎて、自分へのアラームだと実感しにくいという問題があります。

まったく避難に生かされなかつたと思われるが気象庁と河川管理者の共同による「指定河川洪水予報」です。○○川と名づいた河川別の水位観測を基にした洪水・氾濫に関する予報のことです。避難を判断する上で非常に重要な情報です。危険度のレベルは低い方から「氾濫注意情報」「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」、そして「氾濫発生情報」まであります。

鬼怒川の場合を振り返ってみましょう。氾濫警戒情報が出たのが九日午後十一時。流域の降雨が厳しくなって川の水位が氾濫危険水位に到達すると予測されたのです。この時、常総市は鬼怒川東側地域に避難準備情報を出すべきでした。そして、氾濫危険水位を超える氾濫危険情

報が出た十日午前零時十五分の段階で、市は避難勧告・指示を

出しました。まず特別警報。た

だ、こうした警報は対象のエリアが広すぎて、自分へのアラームだと実感しにくいという問題があります。

茨城県に大雨特別警報が出たのは十日午前七時四十五分。鬼怒川の堤防決壊は約五時間後の午後零時五十分ごろ。常総市が鬼怒川東側全域に避難指示を出したのは、その後でした。市役所の防災担当者は、特別警報を「待つて」しまったのではないでしょう。ただ、避難勧告や避難指示を出しても住民は避難しない、ともいわれます。

「鬼怒川氾濫警戒」「鬼怒川氾濫危険」という言葉の方が河川沿いの住民へは危機感が伝わりやすく、避難行動へ結びついたのではないかでしょうか。

指定河川洪水予報は気象庁ホームページで見られます。河川沿いの住民は、自治体からの避難情報を待つのではなく、洪水予報を収集して自ら避難の時期を判断することが必要です。自分の命は自分で守る、そのため



## 鬼怒川決壊と気象情報

鬼怒川が決壊し濁流にのまれた住宅から、自衛隊のヘリに救助される人=10日午後3時9分、茨城県常総市で、本社ヘリ「あさづる」から